

令和4年10月11日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の20第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社三菱UFJ銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

（1）変更事項

営業所又は 事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
秋葉原駅前支店	東京都千代田区神田平河町 3-1	東京都千代田区神田鍛冶町 3-6-3	令和4年11月7日
弥富支店	愛知県弥富市鰐浦町南前新田 55	愛知県海部郡蟹江町城 4-562	令和4年11月14日
志津支店	千葉県佐倉市上志津 1656-45	千葉県習志野市津田沼 1-10-51	令和4年11月14日
八千代支店	千葉県八千代市八千代台南 1-2-1	千葉県習志野市津田沼 1-10-51	令和4年11月21日
針中野支店	大阪府大阪市東住吉区駒川 5-23-16	大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-5-10	令和4年11月28日
成田空港支店	千葉県成田市三里塚字御料牧場 1-1	千葉県千葉市中央区富士見 2-3-1	令和4年11月28日

（2）変更の理由

店舗の移転のため